

2023年2月16日
日本銀行金融市場局

10年物国債のカレント3銘柄にかかる金融市場調節面の措置について

日本銀行では、国債補完供給の趣旨に即した利用を確保するとともに、金融市場調節の一層の円滑化を図る観点から、10年物国債のカレント3銘柄のうち、レポ市場における需給が長期に亘り著しく引き締まる懸念があると認められる銘柄を対象に、国債補完供給および連続指値オペについて以下の措置を講じることとしますので、お知らせします。

1. 国債補完供給上の措置

(1) 最低品貸料の見直し

本年2月27日以降、10年物国債のカレント3銘柄のうち、対象銘柄^(注)について以下のとおり最低品貸料を見直します。

従来 of 取扱い	0.25%
見直し後の取扱い	原則として1.0% ^(注)

(注) 具体的な銘柄および最低品貸料は、金融市場の情勢等を勘案し、国債補完供給の実施の都度決定します。

(2) 銘柄別の売却上限額の引下げ

(1)の措置を講じる銘柄については、特に必要と認める場合には、銘柄別の売却上限額を「日本銀行の保有残高^(注1)の100%」から引き下げることとします^(注2)。この場合、売却上限額を引き下げた銘柄については、原則として午後のオフアワーは行いません。

(注1) 原則として、前営業日の残高から当日までのオペ等で売却が決定している金額を除いたもの。

(注2) 具体的な銘柄別の売却上限額は、国債補完供給の実施の都度決定します。

2. 連続指値オペ上の措置

1. の措置を講じる銘柄については、国債売買市場における利回り水準が0.5%に達しないと見込まれる場合には、連続指値オペの対象としないことがあります。

以 上

<照会先>

日本銀行金融市場局市場調節課 (03-3277-1234、03-3277-1272、03-3277-1284)